

市町村の実態調査結果の分析

平成29年1月19日
熊本県

目次

I	調査概要	1
II	実態調査結果		
	1 取組方針について	2
	2 取組による効果	11
	3 今後の課題	15

I 調査概要

1 調査目的

推進事業の法制化や交付ルートの変化に伴い、事務負担等の変化等が予想される。そのため、実態調査を行うことにより、各機関における活動実態や推進状況等を把握することで事業事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 調査内容

平成27年度に多面的機能支払交付金に取り組んだ活動組織がある県、市町村、推進組織を対象とし、以下の項目について、実態調査(アンケート方式)を実施。

【調査項目】

- (1) 推進方針について
- (2) 取組による効果
- (3) 今後の課題

3 調査対象

市町村 45のうち、活動している44市町村から回収(98%)

4 調査期間

平成28年9月5日～平成28年10月6日

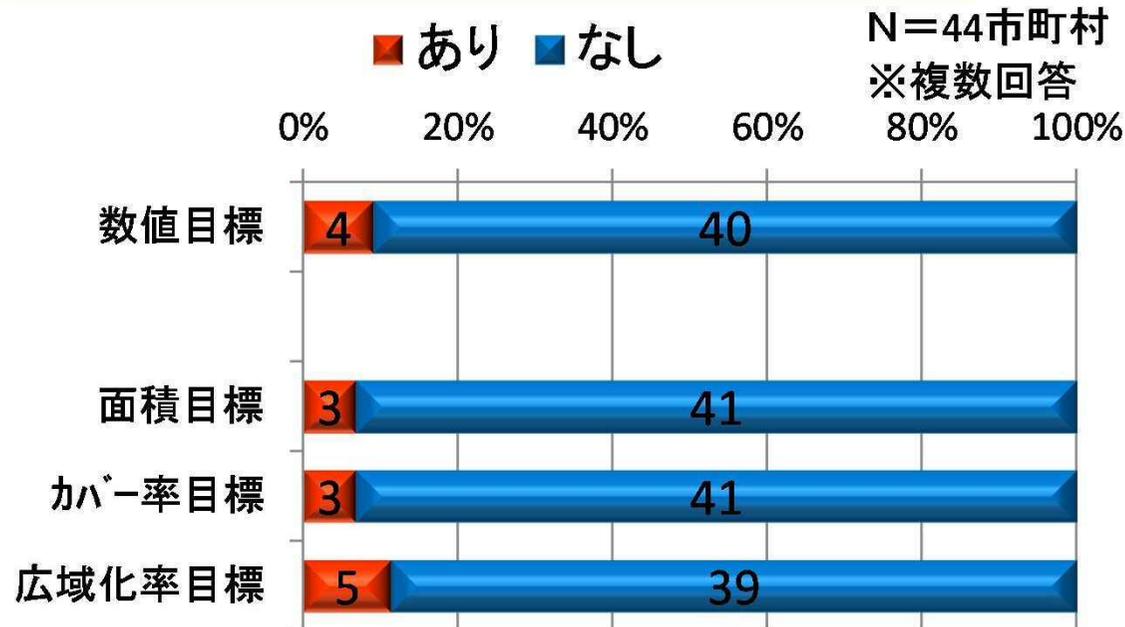
II 実態調査結果

1 推進方針について

(1) 市町村における取組の目標設定について

- 市町村への実態調査によると、取り組みの数値目標を設定している市町村は4市町村(9%)あった。
- 数値目標は、取組面積が3市町村(7%)、カバー率※¹も3市町村(7%)、あったほか、広域化率※²は5市町村(11%)が設定していた。
- カバー率や活動組織の広域化率を設定している市町村は、取組面積の数値目標も設定。

市町村における本交付金の数値目標の設定状況



※1:カバー率は対象農用地面積に対する取組面積の比率

※2:広域化率は全活動組織の取組組織のうち、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合

注)グラフ中の数値は市町村数

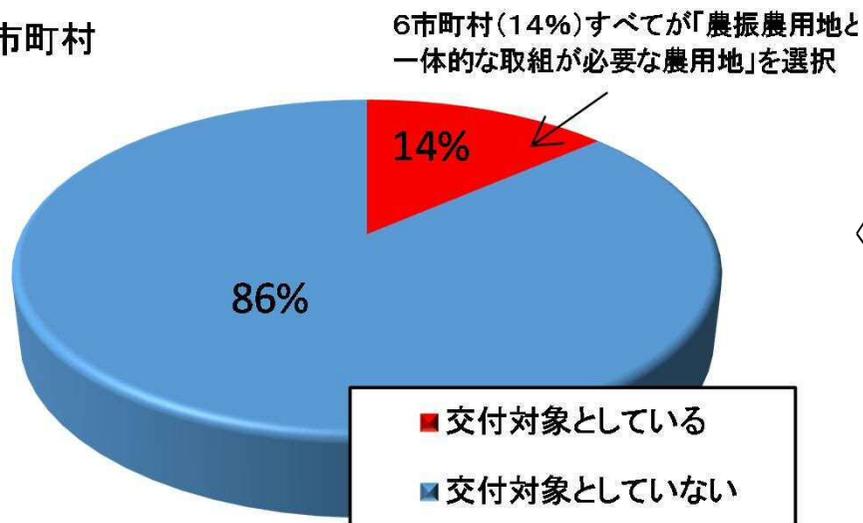
(2) 市町村における対象農用地の扱い

○多面的機能支払交付金のうち農地維持支払の交付対象農用地に、農振農用地以外の農用地を含めている市町村は6市町村(14%)あった。当該市町村の100%すべての市町村が「農振農用地と一体的な取組が必要な農用地」を交付対象としている。

○一方、農振農用地以外の農用地を対象としていない市町村の79%が、その理由を「農振農用地を優先的に考えている」と回答。

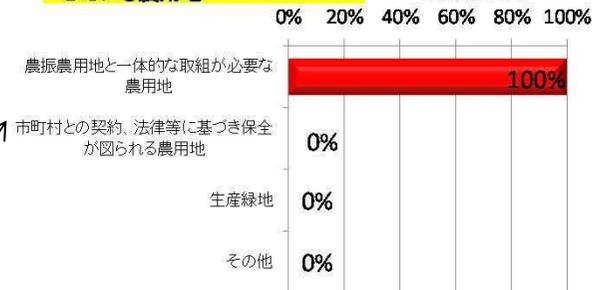
農振農用地以外の農用地の交付対象の可否

N=44市町村



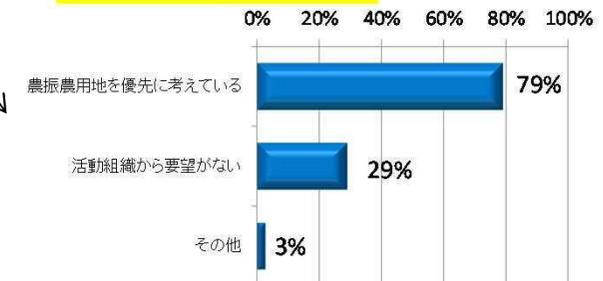
農振農用地以外で交付対象としている農用地

N=6市町村
※複数回答



農振農用地以外を交付対象としない理由

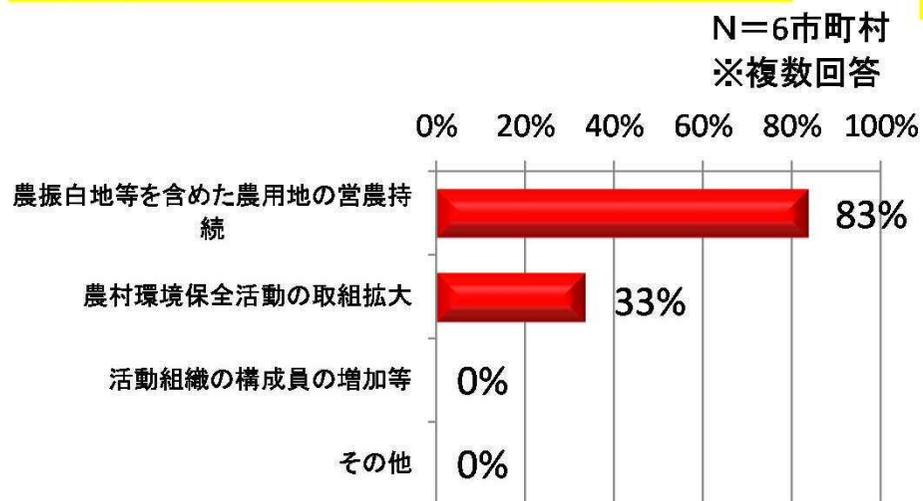
N=38市町村
※複数回答



(2) 市町村における対象農用地の扱い

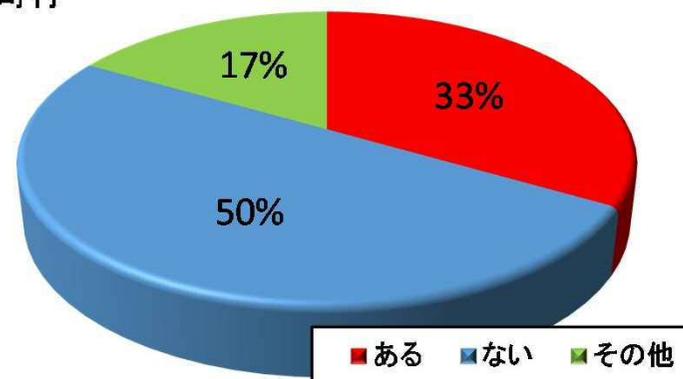
○農振農用地以外の農用地を交付対象としたことによる効果について、当該市町村の83%が「農振白地※等も含めた農用地の営農が持続できると回答。また、33%が「農村環境保全活動の取組拡大」と回答。
○また、「来年度以降、農振農用地以外の農用地以外の農用地の取組面積が増加する見通しある」と回答した市町村は33%であり、50%は「増加の見通しはない」と回答。

農振農用地以外を交付対象としたことによる効果



農振農用地以外の農用地の取組面積が増加する見通し

N=6市町村



※ 農用地区域外の農業振興地域を農振白地という。

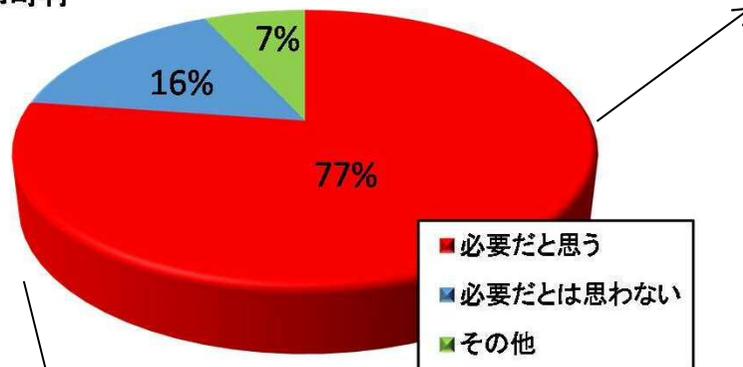
(3) 市町村における活動組織の広域化の推進

○活動組織が将来にわたって持続的に活動を続けるために、今後、合併等による広域化を推進する必要があると思うか確認したところ、市町村の77%が「必要だと思う」と回答。その理由として、当該市町村の91%が「事務労力の負担が軽減される」と回答。

○一方、「広域化の推進が必要だとは思わない」と回答した市町村は16%。その理由として、当該市町村の86%が「すでに広域化が図られている」と回答。

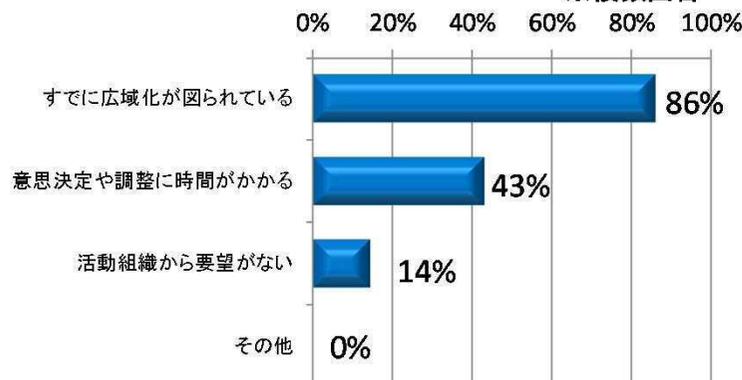
活動組織の広域化の必要性

N=44市町村



広域化を必要だとは思わない理由

N=7市町村
※複数回答



今後、活動組織の広域化を推進する必要があると思う理由

N=34市町村
※複数回答

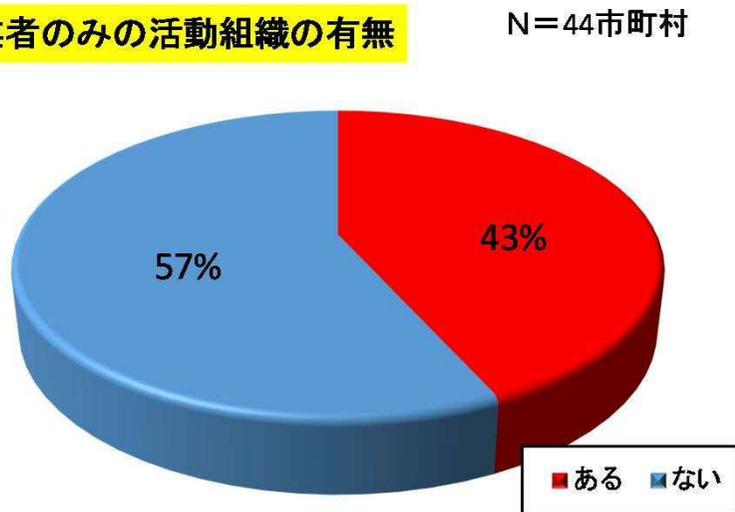


(4) 市町村における非農業者・団体の参加促進

○農業者のみで構成される活動組織がある市町村は43%。農業者のみで活動している理由として、当該市町村の79%が「農業者による共同活動体制が整っているため」と回答。

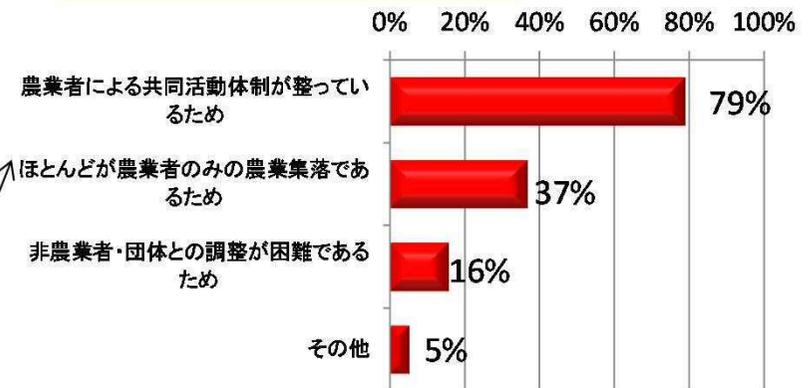
○また、多面的機能支払以降、農業者のみでも農地維持支払や資源向上支払(長寿命化)に取り組むことができるようになったことにより、「取組拡大に大いに効果があった」、又は「一定の効果があった」と57%の市町村が回答。

農業者のみの活動組織の有無



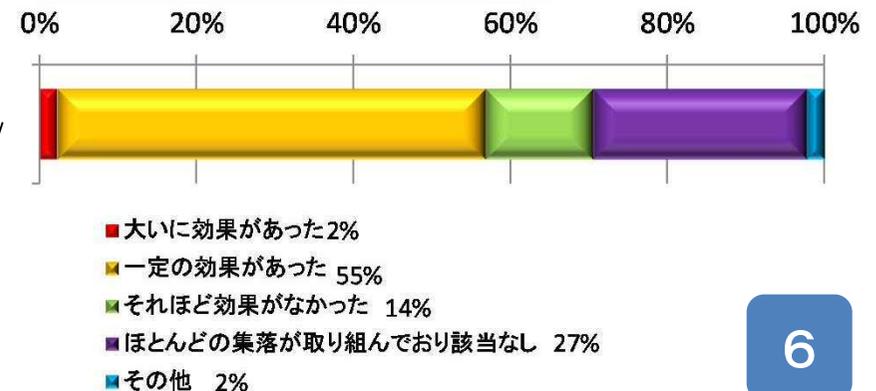
農業者のみで活動している理由

N=19市町村
※複数回答



農業者のみで取り組めることによる取組拡大の効果

N=44市町村
※複数回答



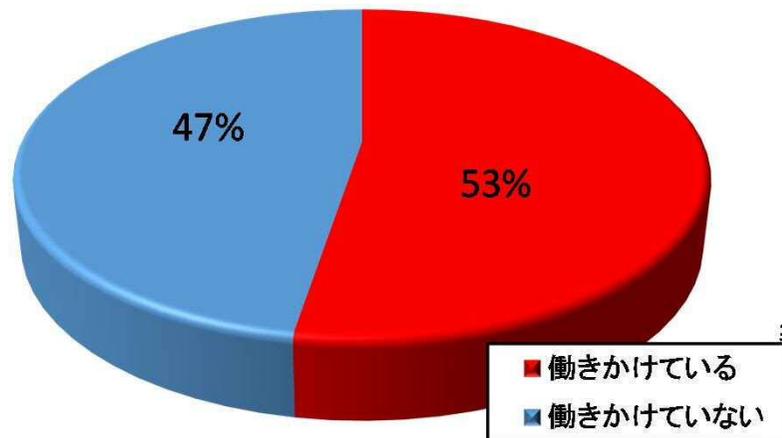
(4) 市町村における非農業者・団体の参加促進

○農業者のみで構成される活動組織がある市町村の53%は、「当該組織に非農業者・団体の参加促進を働きかけている」と回答。

○一方、多面的機能支払に取り組んでいる市町村の5%は「活動組織の運営に非農業者・団体の参画の推進」を図っている。

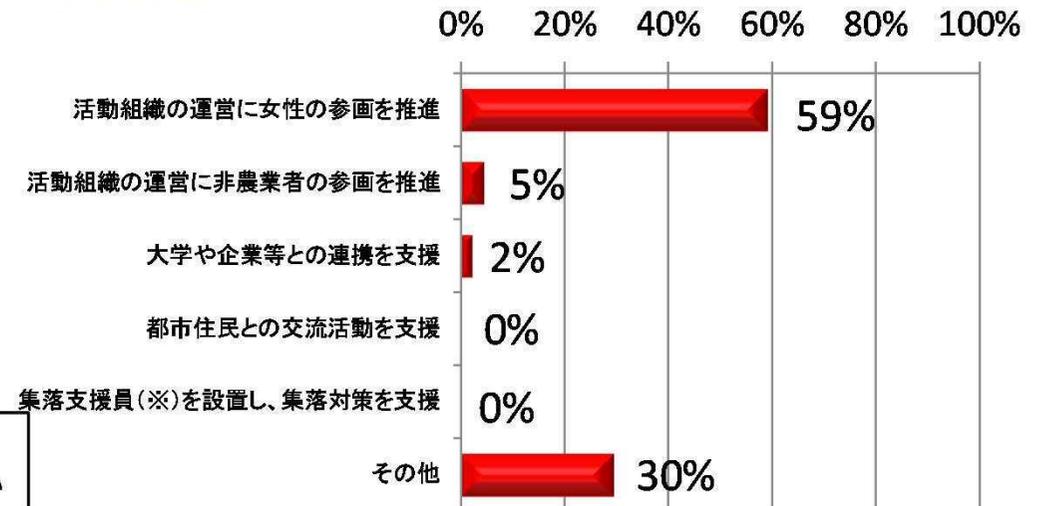
非農業者・団体の参加促進状況

N=19市町村



多様な人材の参画推進のための取組

N=44市町村
※複数回答



※集落支援員・・・地方自治体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と市町村の話し合いなどの集落対策に従事する者をいう。

(5) 農業の構造改革の後押し

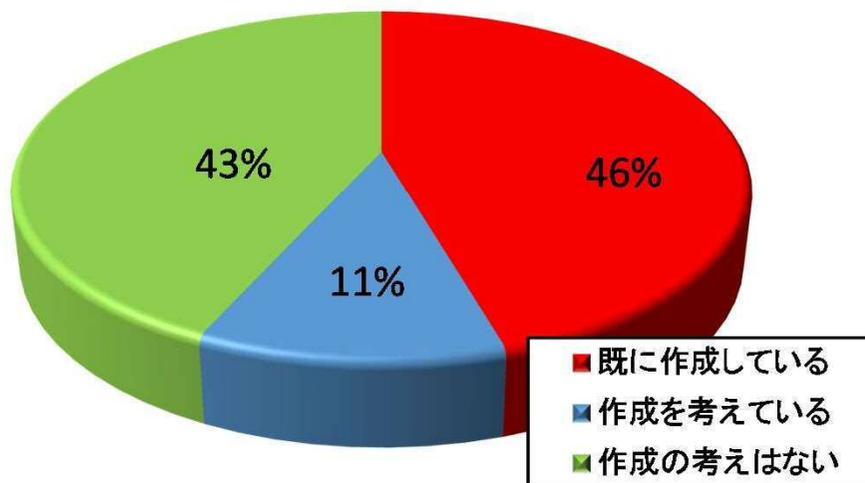
○活動組織単位での「人・農地プラン」の作成について、「すでに作成している」と回答した市町村は46%、「作成を考えている」と回答した市町村は11%であった。

○活動組織に対する農地中間管理事業の活用(マッチング)の支援については、「すでに支援している」と回答した市町村は32%、「支援を考えている」と回答した市町村は25%であった。

○いずれも、5割以上の市町村が、活動組織に関係した構造改革の推進を図っている。

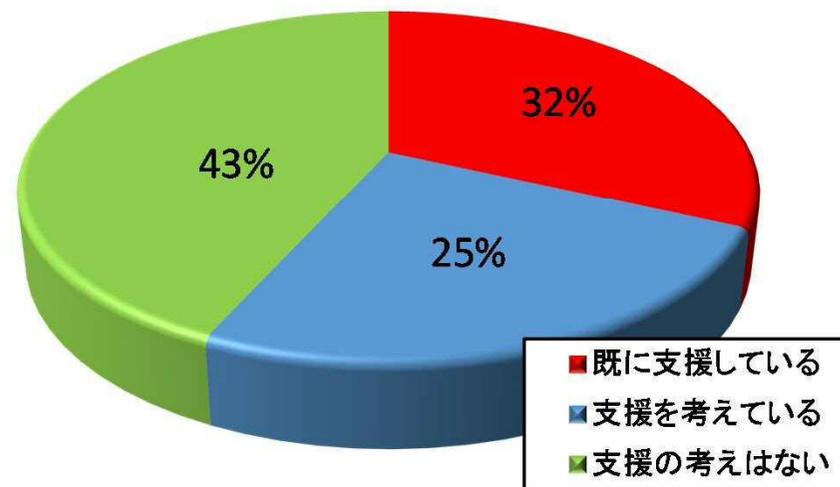
人・農地プランの作成状況

N=44市町村



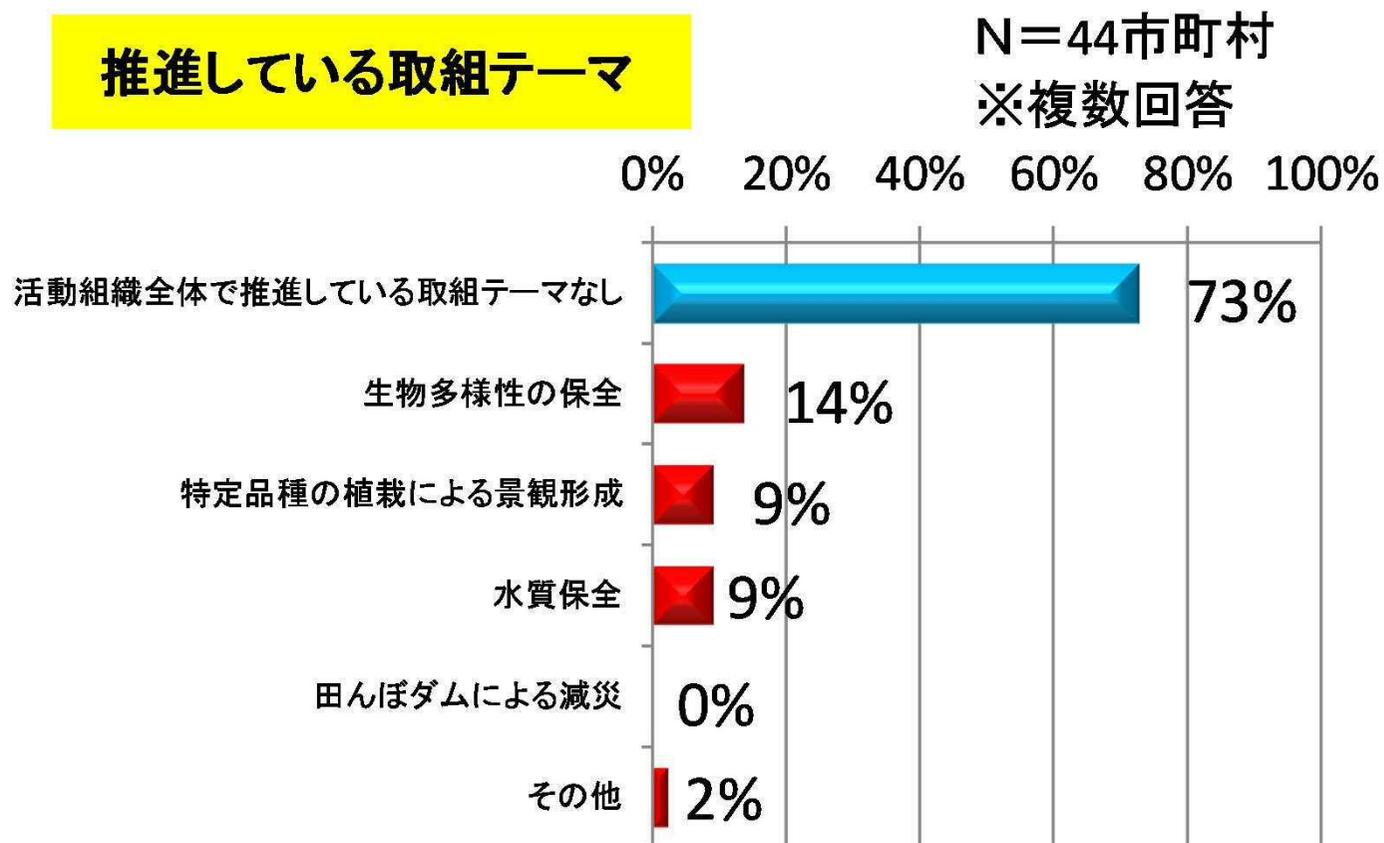
農地中間管理機構の活用状況

N=44市町村



(6) 市町村が推進している取組テーマ

○市町村が活動組織全体に対して推進している取組テーマについては、73%の市町村は「推進しているテーマなし」と回答。また、取組テーマとして「生物多様性の保全」は14%、「特定品種の植栽による景観形成」及び「水質保全」を推進している市町村はそれぞれ9%、「たんぼダムによる減災」を推進している市町村はなかった。



(7) 活動の推進体制

○多面的機能支払交付金の推進体制として、担当職員及び非常勤雇用職員を合わせた県内の市町村の平均設置人数は、県は4人、市町村は約2人、推進組織は約7人で対応。

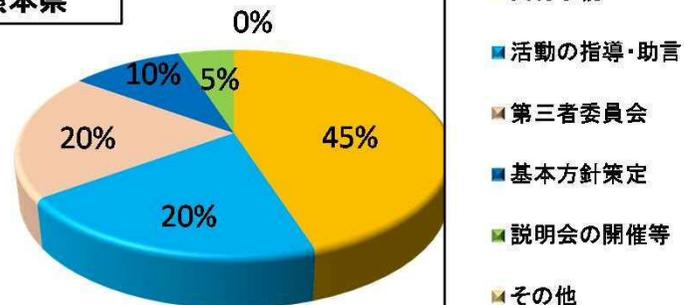
○推進事業量のシェアでは、県は「交付手続き」の45%が最も高く、市町村は「実施状況の確認」の29%、推進組織は「活動の指導・助言」の30%が最も高くなっている。

推進体制(平成27年度)

平均設置人数	担当職員	非常勤雇用	計
熊本県	3.0人	1.0人	4.0人
市町村	1.4人	0.5人	1.9人
推進組織	4.0人	3.0人	7.0人

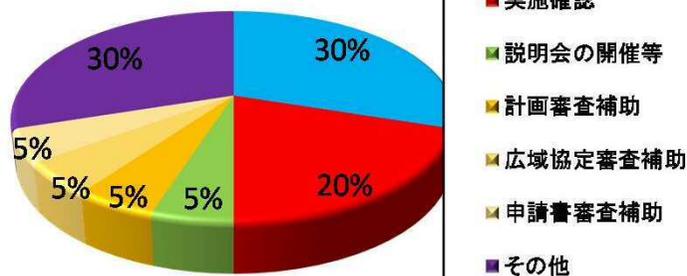
推進事業の内容及び事業量のシェア

熊本県



推進事業の内容及び事業量のシェア

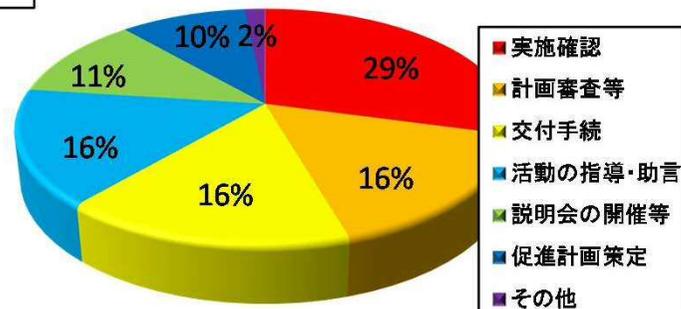
推進組織



推進事業の内容及び事業量のシェア

市町村

N=44市町村

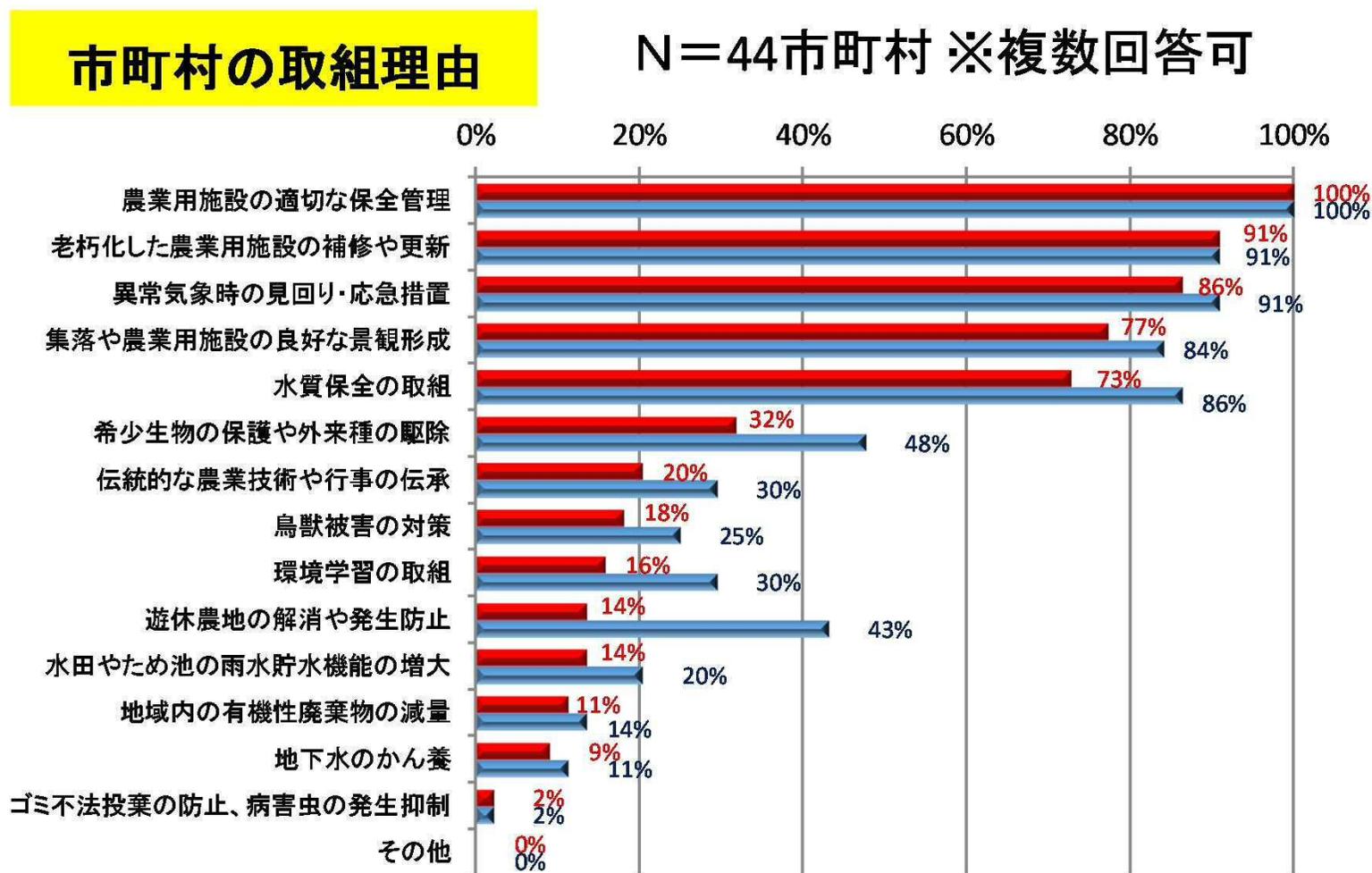


2 取組による効果

(1) 市町村の取組理由

○市町村の多面的機能支払交付金に取り組んだ理由については、取り組み開始時は、「農業用施設の適切な保安全管理」が100%と最も高く、次いで「老朽化した農業用施設の補修や更新」、「異常気象時の見回り・応急措置」、「集落や農業用施設の良い景観形成」と続く。

○現在の理由も概ね同様であった。

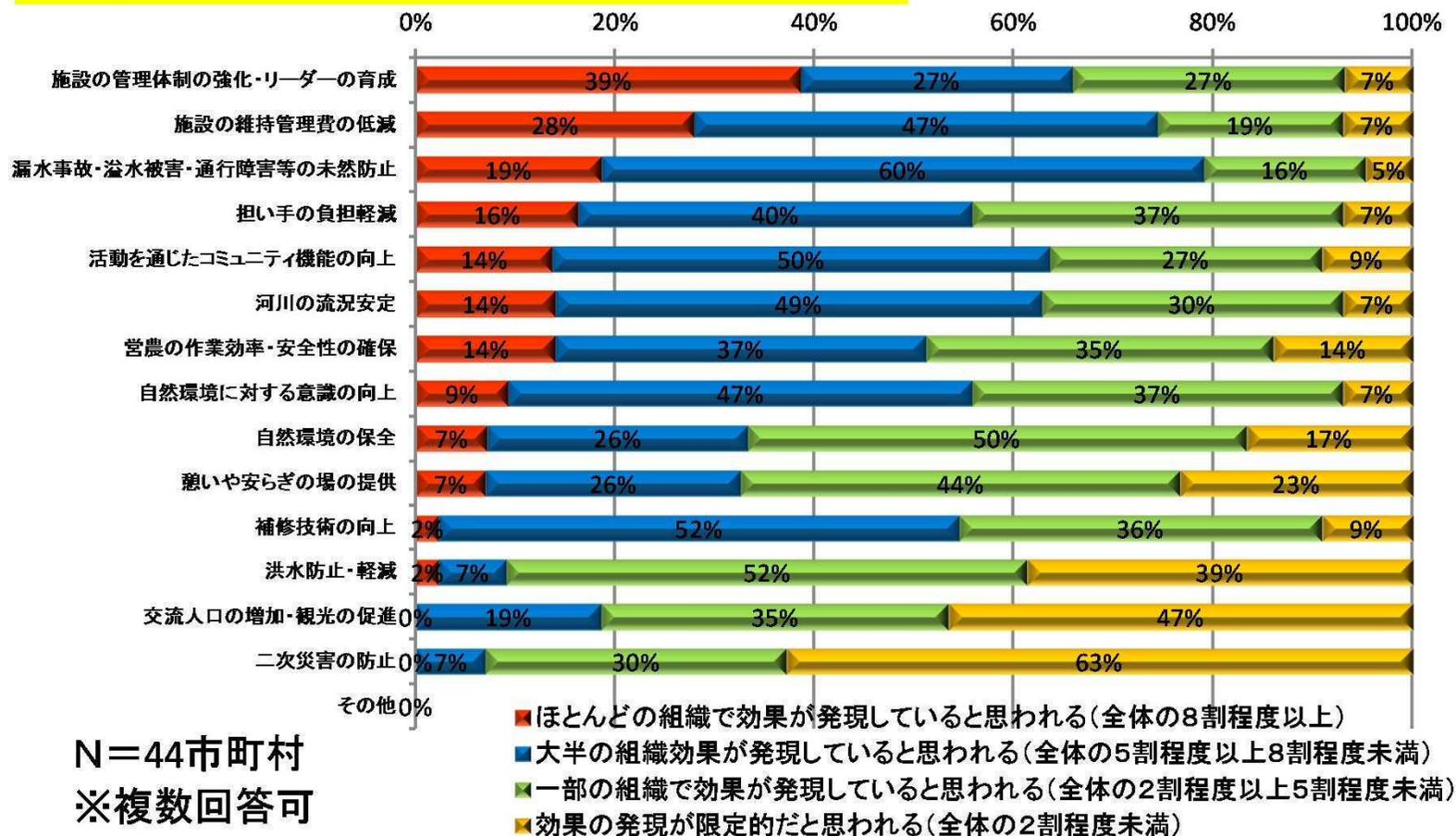


(2) 取組による直接的な効果

○市町村から見た、多面的機能支払交付金の取組による直接的な効果については、「漏水事故・溢水被害・通行障害等の未然防止」が最も高く、ほとんどの組織、又は大半の組織で効果が発現していると回答した市町村は79%であった。

○次いで、「施設の維持管理費の低減」、「施設の管理体制の強化・リーダーの育成」、「活動を通じたコミュニティ機能の向上」に関する効果の発現割合が高いと回答。

市町村から見た直接的な効果の発現状況

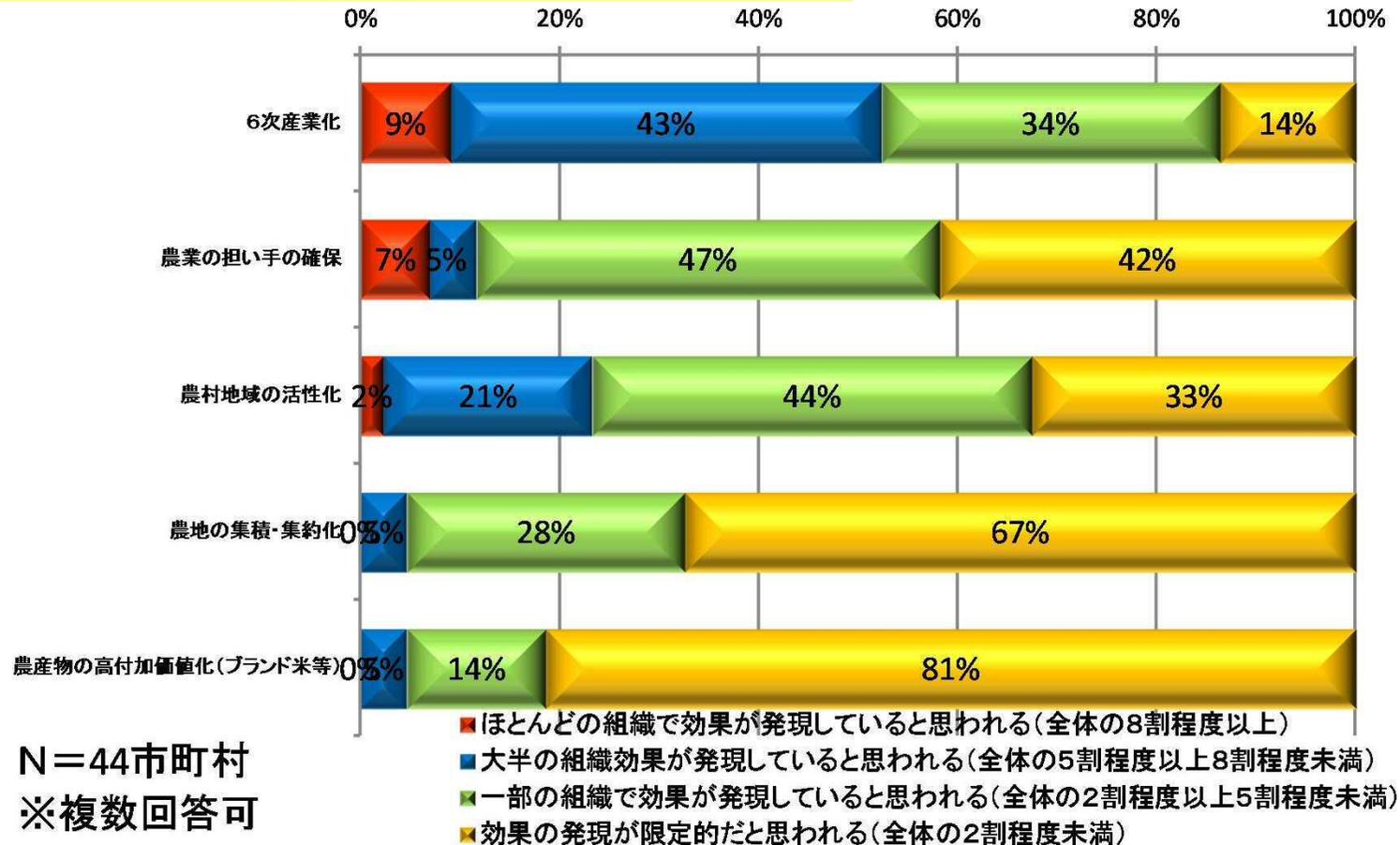


(3) 取組による波及的な効果

○市町村から見た、多面的機能支払交付金の取組による波及的な効果については、「6次産業化」が最も高く、ほとんどの組織、又は大半の組織で効果が発現していると回答した市町村は52%であった。

○「農村地域の活性化」や「農業の担い手の確保」などについても、効果が生じている組織が出てきており、取り組みの進展により、さらに多くの組織で効果を生じることが期待される。

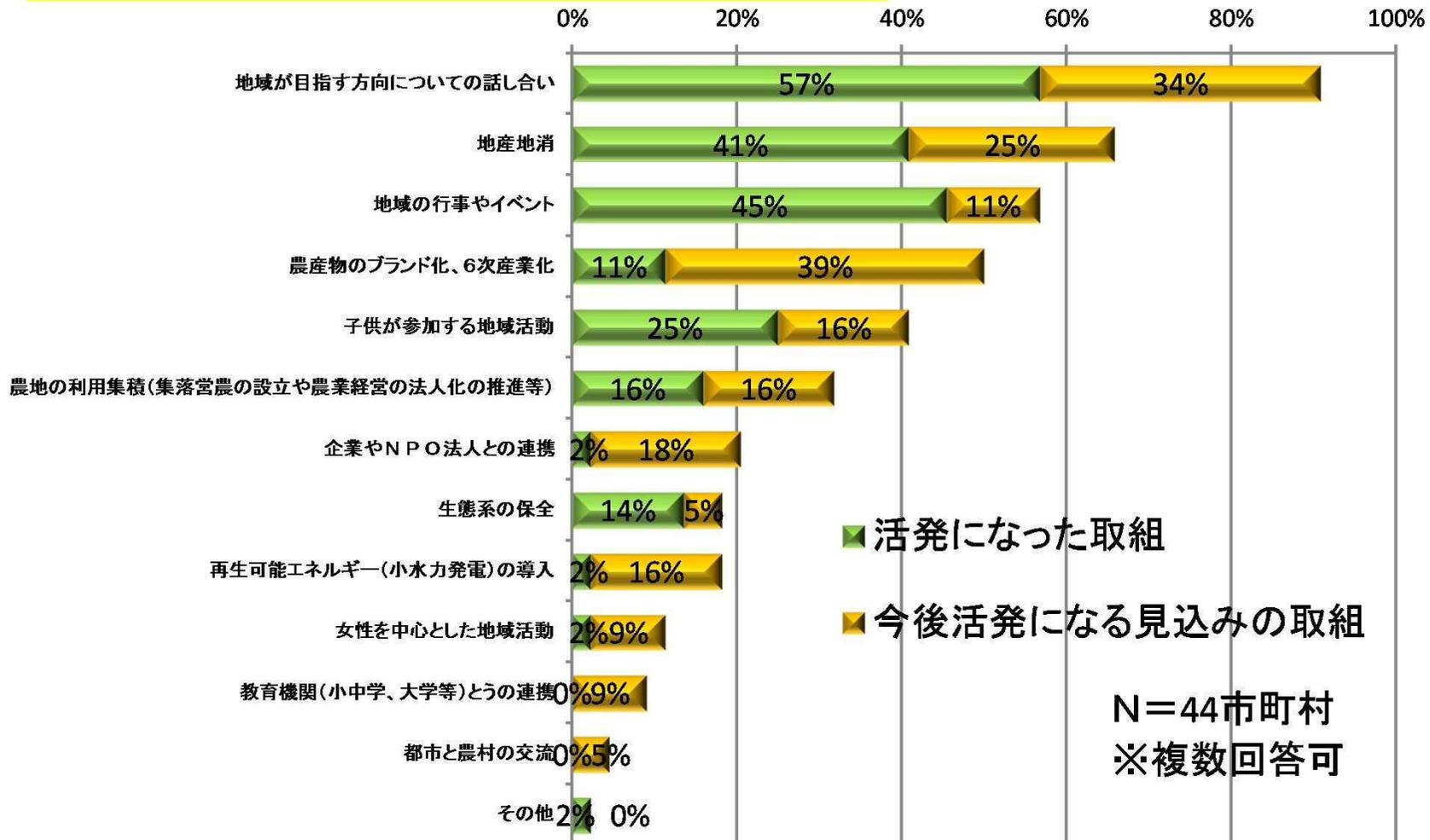
市町村から見た波及的な効果の発現状況



(3) 取組による波及的な効果

○多面的機能支払交付金の活動をきっかけとして、活発になった、あるいは今後活発になる見込みがある取組については、市町村の91%が「地域が目指す方向についての話し合い」と回答。次いで、「地産地消」が66%。「地域の行事やイベント」が56%となっている。

市町村から見た波及的な効果の発現状況



3 取組の課題

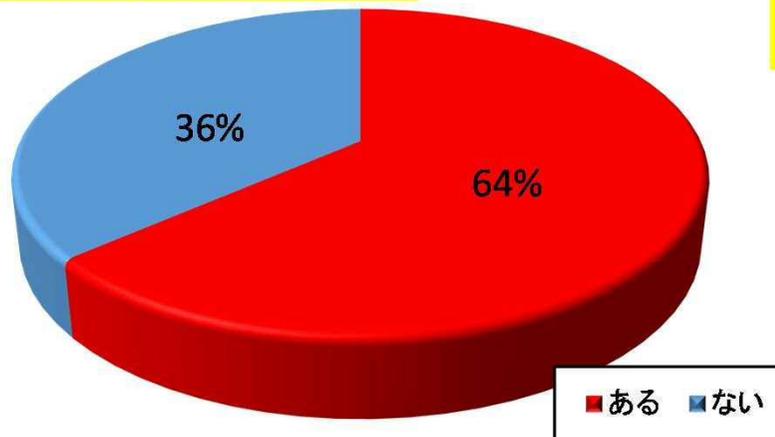
○平成19年度以降、本交付金制度(平成19年度からの旧交付金制度も含む)に取り組んでいない農業集落があると回答した市町村は64%であった。

○これまでに取り組んだことがない農業集落の主な特徴については、「共同活動の参加者が集まらない」と回答した市町村が71%、「自力で共同活動が行われている」が50%、「共同活動で保全管理する習慣がない」が25%となっている。

○該当する市町村に聞き取り調査を行ったところ、その他の理由として、「高齢化が進んでおり、後継者もないため、5年間の活動を継続できるか不安」、「事務作業が煩雑」などの意見があった。

本交付金制度に取り組んだことがない農村集落の有無

N=44市町村



本交付金制度に取り組んだことがない農村集落の特徴

N=28市町村
※複数回答可

